

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 土砂災害警戒区域等の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域の指定

【公告】

○ 落札者等の決定

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 随意契約の相手方の決定

【選挙管理委員会】

○ 落札者等の決定

○ 不在者投票を行うことができる施設の指

選挙管理委員会

会計課

警察本部会計課

建築指導課

監理課

耕地課

経営支援課

デジタル推進課

環境管理課

健康推進課

防災砂防課

環境管理課

健康推進課

防災砂防課

健康推進課

環境管理課

定の一部改正

（県例規集登載）

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の指定取消し

〃 〃 〃 〃

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

◎岡山県告示第三百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 アイサービス株式会社

住所 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地123

氏名 代表取締役 石井 敏権

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 アイサービス株式会社笠岡工場

所在地 岡山県笠岡市港町1-34、1-36

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種	類	18の2ーロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (17)		18の2ーロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (18-①、②)		18の2ーロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (19)		18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(20-①～③)		18の2ーロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (21)		
能	力	2トン/日		1/2ホテルパン 40段/回		2トン/日		同左		3トン/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m ³ /日)	1.0	1.5	2.0	3.0	1.0	1.5	3.0	4.5	1.0	1.5	
	p H	6～8	6～8	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/L)	300	400									
	C O D (mg/L)	200	300									
	S S (mg/L)	200	300									
	油 分 (mg/L)	50	70									
	T - N (mg/L)	30	40									
	T - P (mg/L)	3	4									
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—									

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設(18-①、②)の汚水等の量は、2基の合計を示す。冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設(20-①～③)の汚水等の量は、3基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (22)		18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(23)		18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(24)		18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(25)		18の2ーイ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(26)	
能	力	2トン/日		5玉/分		230kg/時間		3,000個/時間		1,500個/時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5.0	8.0	2.0	3.0	1.0	1.5	2.0	3.0	1.5	2.0
	p H	6~8	6~8	6~8	6~8	同左	同左	6~8	6~8	同左	同左
	B O D (mg/L)	600	750	1,200	1,500			1,700	2,130		
	C O D (mg/L)	250	320	300	380			450	570		
	S S (mg/L)	300	380	450	570			500	630		
	油 分 (mg/L)	180	230	350	440			450	570		
	T - N (mg/L)	40	50	50	70			70	90		
	T - P (mg/L)	10	13	12	15			16	20		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	—	—			—	—		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(27)		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(28)		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(29)		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(30)		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(31)	
能	力	70L/回		214L/回		30kg/回		140L/回		10玉/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3.0	4.0	3.0	4.0	3.0	4.0	3.0	4.0	5.0	6.0
	p H	6~8	6~8	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	1,200	1,500								
	C O D (mg/L)	300	380								
	S S (mg/L)	450	570								
	油 分 (mg/L)	350	440								
	T - N (mg/L)	50	70								
	T - P (mg/L)	12	15								
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(4-①、②)		同左		18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(5-①、②)		同左	
能	力	2枚刃 0.5~40mm 1枚刃 2.0~80mm	同左		50枚/分		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.0	2.0	1.0	4.0	1.0	2.0	1.0	4.0
	p H	6~8	6~8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	1,200	1,500						
	C O D (mg/L)	300	380						
	S S (mg/L)	450	570						
	油 分 (mg/L)	350	440						
	T - N (mg/L)	50	70						
	T - P (mg/L)	12	15						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設(4-①、②)及び(5-①、②)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (6-①～③)		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (6-①～④)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (7-①～⑤)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (7-①～⑧)	
能	力	200L/バッチ		同左		0.23m ³		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	12.0	15.0	16.0	20.0	22.0	28.0	35.2	44.0
	p H	6～8	6～8	同左		6～8	6～8	同左	
	B O D (mg/L)	1,700	2,130			600	750		
	C O D (mg/L)	450	570			250	320		
	S S (mg/L)	500	630			300	380		
	油 分 (mg/L)	450	570			180	230		
	T - N (mg/L)	70	90			40	50		
	T - P (mg/L)	16	20			10	13		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-			-	-		

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設(6-①～④)の汚水等の量は、4基の合計を示す。冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設(7-①～⑧)の汚水等の量は、8基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (8)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (8-①、②)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (11)		同左	
能	力	120L/分×0.15MPa		同左		10,000枚/時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	15.0	19.0	2.0	4.0	40.0	50.0	10.0	12.0
	p H	6~8	6~8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	600	750						
	C O D (mg/L)	250	320						
	S S (mg/L)	300	380						
	油 分 (mg/L)	180	230						
	T - N (mg/L)	40	50						
	T - P (mg/L)	10	13						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設(8-①、②)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (12)		同左		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (13)		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (13-①～④)	
能	力	0.22m ³		同左		0.53m ³		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		許可後直ちに	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	6.0	7.0	6.5	7.0	10.0	12.0	40.0	42.0
	p H	6～8	6～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	600	750						
	C O D (mg/L)	250	320						
	S S (mg/L)	300	380						
	油 分 (mg/L)	180	230						
	T - N (mg/L)	40	50						
	T - P (mg/L)	10	13						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—						

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設(13-①～④)の汚水等の量は、4基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

区	分	変更前		変更後		廃止		廃止	
種	類	18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (15)		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (15-①、②)		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (10)		18の2ーハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (16)	
能	力	195秒/ラック		同左		6,000枚/時間		-	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.0	5.0	8.0	10.0	23.0	29.0	2.0	3.0
	p H	6~8	6~8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	600	750						
	C O D (mg/L)	250	320						
	S S (mg/L)	300	380						
	油 分 (mg/L)	180	230						
	T - N (mg/L)	40	50						
	T - P (mg/L)	10	13						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-						

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設(15-①、②)の汚水等の量は、2基の合計を示す。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (5) 排水口に関する事項
変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和4年8月26日から同年9月16日まで
 - (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

渡辺薬局

アキクリニック

所在地

倉敷市堀南七三五―七

総社市中央三一―一〇二

辞退年月日

令和四年三月三十一日

令和四年六月三十日

◎岡山県告示第三百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条及び第九条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
------------	-------------------------	---------------

二〇二K玉島八島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
-------------	---------	---------

二 土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する区 域及び法第九条第 二項括弧書に規定 する土砂災害警戒 区域等における土 砂災害防止対策の 推進に関する法律 施行令（平成十三 年政令第八十四 号）で定める衝撃 に関する事項
--------------	-------------------------	---

二〇二K玉島八島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
-------------	---------	---------

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太
箇所番号 土砂災害の発生原因と 指定の区域
なる自然現象の種類

二〇二K玉島八島〇〇一 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第三百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年八月二十六日

岡山県知事	伊原 木 隆 太
土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域

二〇五K笠岡〇一二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

◎岡山県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇八K日羽〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K日羽〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D日羽〇一二	土石流	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項

二〇八K日羽〇〇八

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

二〇八K日羽〇〇九 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一〇 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一一 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一四 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一五 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一六 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一七 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一八 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇一九 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二〇 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二一 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二二 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二三 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二四 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八K日羽〇二五 急傾斜地の崩壊 次の図のとおり
二〇八D日羽〇〇九 土石流 次の図のとおり
二〇八D日羽〇一二 土石流 次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
令和四年度岡山県全庁共通システム更新業務 一式
- 二 契約期間
令和四年十二月一日から令和八年十一月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年六月二十一日
- 五 落札者の氏名及び住所
株式会社オービス
岡山市北区大内田六七五番地
- 六 落札金額
一月当たり一、六九一、三六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一五三、七六〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年五月十日

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 リブ総社店

所在地 総社市門田字元屋敷一八七番地 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町十三番十六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 野口 重明

ほか二十二者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 野口 重明

ほか十六者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和四年四月三十日ほか

二 届出年月日

令和四年八月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年八月二十六日から同年十二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称	
上原井領土地改良区	

二 退任及び就任役員	
退任役員	就任役員
氏名	氏名
小堀 隆信	三宅 宏
	倉敷市真備町辻田一三八一
	岡田二九九一
	川辺六一二

住所
倉敷市真備町辻田一三八一
岡田二九九一
川辺六一二

理事	監事	理事	監事	理事

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町境地 内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年八月十五日から同年十一月三十日まで	測量期間

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字四百間七一九―九、七二一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市二五二―一ライオンズマンション西市駅前四〇七

柿山 訓宏

柿山 柚月

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月八日岡山県指令建指第九九号

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
岡山県統合財務会計システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 岡山支店長 河野 恵
- 六 契約金額
岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号
- 七 三六、五九二、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三二六、六〇〇円）
契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
岡山県警察高度警察情報通信基盤システムサーバ機器等の借入れ 一式
- 二 借入期間
令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年八月四日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり一、七一七、三二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一五六、一二〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年六月二十四日

令和4年8月26日 岡山県公報 第12425号

〔四三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年八月二十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 借入件名及び数量
指掌紋情報管理システム借入 一式
- 二 借入期間
令和四年十二月一日から令和十年十一月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部鑑識課
岡山市北区富田町一丁目三番二号
- 四 落札者を決定した日
令和四年八月四日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 落札金額
一月当たり四、九八九、八二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四五三、六二〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年六月十四日

◎岡山県選管告示第六十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和四年八月十八日から適用する。
令和四年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

医療法人弘友会泉リハビリセンター	総社市小寺九九五―一	を
医療法人社団菅病院介護医療院	井原市井原町一二四	
医療法人弘友会泉リハビリセンター	総社市小寺九九五―一	に改める。

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和四年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井原歯科医師連盟	三宅 教 夫	三宅 教 夫	井原市井原町一三九九一	令和四・七・一一
笠岡・小田歯科医師連盟	大 出 徹	大 出 徹	笠岡市吉田字山之神二二八七―三	〃
勝英歯科医師連盟	小坂田 静 二	鳥 越 二 郎	勝田郡勝央町勝間田一七八	〃
寺坂のり子後援会	寺 坂 典 子	土 居 千 賀 子	津山市日本原三三二	〃
平岡えりこ後援会	三 島 昭 彦	平 岡 賢 治	都窪郡早島町若宮三五四一―一	七・二七
御津歯科医師連盟	中 川 清 志	中 川 清 志	岡山市北区幸川市場三〇九一―一	七・一一

◎岡山県選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

掛谷繁後援会

代表者の氏名

掛谷 繁

解散年月日

令和四・七・一九

◎岡山県選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和四年八月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

掛谷 繁

掛谷繁後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和四・七・一九